

令和7年1月

荷主の皆様へ

一般社団法人愛媛県トラック協会
会長 御手洗 安



陸上貨物運送事業労働災害防止協会
愛媛県支部長 西岡 齊



荷役作業による労働災害防止について

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

愛媛県下における「令和5年労働災害死傷者数（全産業）」は前年を上回り、「陸上貨物運送事業」においても横ばいで推移しており、目立った減少に至っておりません。

また、休業4日以上¹の死傷災害における約7割が荷役作業時に発生、そのうち約7割が荷主企業の事業場内で発生し、中でも「墜落・転落（35.7%）」が最多であり、その多くがトラックに起因したもので陸上貨物運送業では労働災害防止対策が急務であります。

厚生労働省では「荷役運搬関係の作業における労働災害防止対策」を重点的に進めるために「昇降設備の設置・保護帽の着用」及び「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」を義務付けるとともに、「荷役災害の安全対策ガイドライン（令和5年3月改訂）」においても陸上貨物運送事業者及び荷主（発着荷主、元請事業者等）が一丸となって取り組むべき事項として示されております。

また、愛媛労働局でも「愛媛第14次労働災害防止推進計画」に基づき、令和9年までに“道路貨物運送業の死傷者数を令和4年と比較して5%減少させる”目標を掲げ、その達成に向けて対応されております。

これらの背景もあり、陸災防愛媛県支部といたしましても毎年2月を「荷役災害防止強化月間（2月8日9日「荷役災害防止の日」）」と制定し、労働行政及び各災防団体等と連携して労働安全衛生に関する諸活動について自主的に取り組んでおりますが、荷主の皆様方のご理解ご協力が不可欠となりますので、貨物運送事業者における荷役作業時の労働災害の防止に向けて特段のご配慮をよろしくお願い致します。

敬 具